

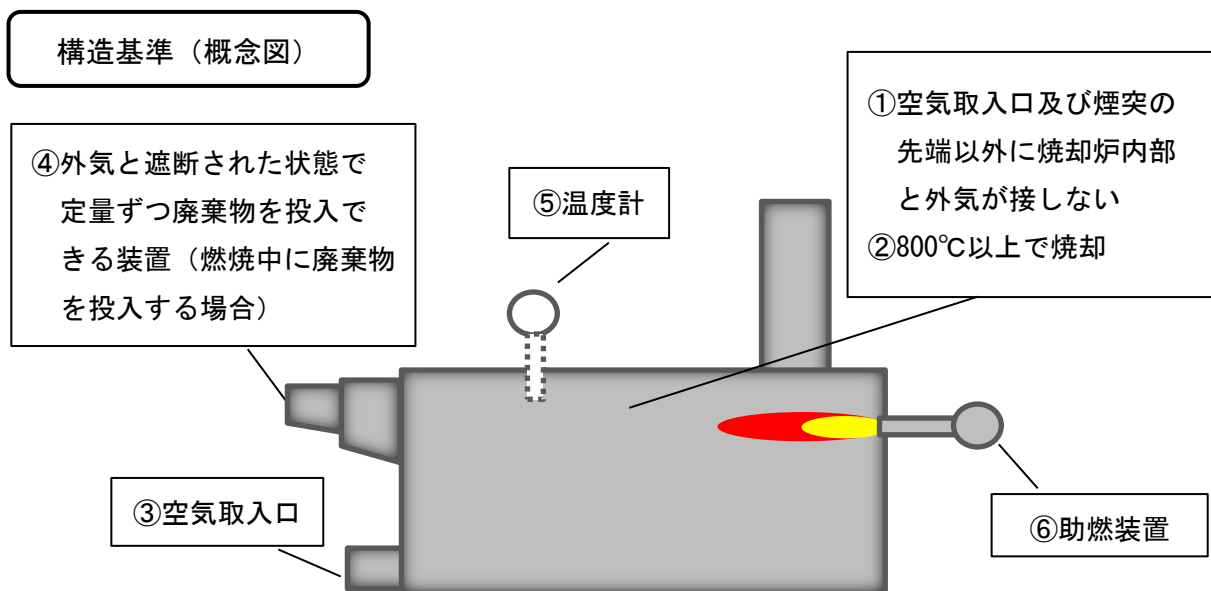
基準に適合しない廃棄物焼却炉は使用できません

規模の大小に関わらず全ての廃棄物焼却炉は次の基準を満たしている必要があります。**(家庭の簡易なごみ焼却炉も対象です)**

【焼却設備の構造基準】 (廃棄物処理法施行規則 第1条の7)

- ①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内部と外気が接しないもの
- ②燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるもの
- ③燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
- ④外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を投入できるもの（燃焼中に廃棄物を投入する場合）
- ⑤燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられているもの
- ⑥燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設けられているもの

※廃棄物処理法の許可施設には、さらに厳しい基準が適用されます



【焼却の方法】 (環境大臣の定める焼却の方法 平 23.4.1 環境省告示第29号)

- ①煙突の先端以外から焼却ガスが排出されないように焼却すること
- ②煙突の先端から火炎又は日本産業規格 D8004 に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること
- ③煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること

※火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間あたり50kg以上の焼却炉については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく届出とダイオキシン類の測定が必要です

大津市産業廃棄物対策課

tel : 077-528-2910

e-mail : otsu1710@city.otsu.lg.jp